

2020年4月15日

お取引先様各位

山下機工株式会社

「緊急事態宣言」の発令による弊社の特別勤務について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の政府による新型コロナウイルス感染拡大の「緊急事態宣言」を受け、弊社は対象地域に指定された自治体にあります大阪営業所(大阪府)、東京営業所(東京都)の2事業所において、感染拡大を防止する観点から、下記の通り「特別勤務体制」(在宅勤務が中心)の対応をさせて戴くことと致しました。

弊社と致しましては、可能な限り通常業務を継続していく「特別勤務体制」と致したく存じますが、お取引先様におかれましては、一部ご不便、ご迷惑をお掛けすることになります事、何卒ご高承賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

(1) 実施期間 緊急事態宣言発令が適用される期間 (2020年5月6日まで)

(2) 対象事業所 大阪営業所・東京営業所の2事業所

(3) 特別勤務体制

対象2事業所において、平日定時間内(8:30~17:30)は数名の社員を事業所に出勤させておりますが、「在宅勤務」をしている社員もおります。

また、水曜日は原則全社員「在宅勤務」としております。

従いましてお取引先様を担当させて戴いている営業担当者への連絡に、お時間を戴くこととなり、結果的に対応するまでのタイムラグが発生することご理解賜りたく存じます。

ご不明な点がございましたら、営業担当者までお問合せください。

なお、適用される期間が延長された場合には、改めてご連絡させて戴きます。

以上